

## 横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業の実施に関する要領

制 定 まち住計第 94 号平成 20 年 5 月 23 日

最近改正 建住再第 470 号令和 3 年 2 月 16 日

### (目的)

第 1 条 この要領は、横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業制度要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施される事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (施設整備基準)

第 2 条 要綱第 4 条第 2 項の規定に基づく、施設の構造方法については、横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルにおける施設整備基準（イ 共同住宅）に適合したものとする。

2 前項に関わらず、横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルにおける施設整備基準（イ 共同住宅）への適合が物理的に困難である場合、またはやむを得ないと市長が認める場合はこの限りでない。この場合においては、協議により決定するものとする。

### (その他)

第 3 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は建築局長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成 20 年 5 月 23 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和 3 年 2 月 16 日から施行する。